

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

豊かな自然と地域資源を活かした人と環境にやさしい『杜市』^{とし}づくり計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県

真庭市

3 . 地域再生計画の区域

真庭市の全域

4 . 地域再生計画の目標

真庭市は、岡山県北部、中国山地のほぼ中央部に位置し、農林業を基幹産業とした農山村地域である。

近年、本市では高齢化・過疎化が進み（65歳以上の高齢者が全体の30.7%を占め、過去5年間で人口が3.2%減少）、農林業の担い手不足による手入れの行き届かない林地や、放棄された耕地の増加が地域の大きな課題となっている。

このような状況の中で、本市は蒜山高原（海の市、山の市等の物産市）、湯原温泉（中山間活性化施設）、勝山の町並み保存地区、醍醐桜（道の駅『醍醐の里』）など、県内有数の観光資源を活かした観光ルートの開発・整備等を促進することに併せ、観光と農業の連携による相乗効果など、地域産業と観光業の連携を強化する官民一体となった仕組みづくりを行っている。その中で、広域的なイベントの開催や体験農業・観光農園等農林業と連携した参加型観光の推進、高原や丘陵渓谷等の自然の中で楽しむ各種アウトドアスポーツ・レクリエーションに係る既存施設の有効活用や体験型観光の推進等、多くのリピーターを引きつけることができる通年型・滞在型の観光・リゾート地づくりに取り組むとともにグリーンツーリズム¹⁾を促進している。

また、県内有数の林業地域である本エリアにおいては、緑豊かな森林に囲まれた生活環境の構築と森林を基軸とした山村地域の定住基盤づくりが求められており、間伐等森林整備や伐倒木の搬出等の基盤となる骨格的な林道の整備

が必要となっている。本市においては、地域資源の一つである木材を有効に利用するための流通拠点の形成を促進し、併せて資源循環型社会の実現に資するための木質バイオマスの複合活用²⁾の先進地域を目指すとともに、木質産業クラスター（集積）の形成により、地域経済の成長・発展と雇用機会の確保・拡大を図っている。

このため、地域資源を活かした交流や木材搬出等を担う回廊軸に位置する広域農道、林道、市道を整備することにより、都市農村交流を促進させ、ひいては本市の農林業の再生を促し、活力ある『杜市³⁾』づくりを目指すこととする。

- 1) グリーンツーリズム：農山村などに長く滞在し、農林業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅。
- 2) 木質バイオマスの複合活用：バイオマスエネルギーを利用した温水プールの建設、ペレットストーブの各公共施設への設置等。その他、民間企業による開発、研究。
- 3) 杜市：杜（と）は、（もり）＝森とも読み、豊かな森林資源を表します。また、地域が固くまとまることを意味します。一方、市（し）は、にぎやかな町や市場を表し、大勢の人が集まることを意味します。

- （目標 1）農林産物の物流の効率化
（集出荷時間の 10%短縮） 6 路線
- （目標 2）自然環境の保全と林業の振興
（利用区域内の森林施業面積の 10%増加）
- （目標 3）交通障害箇所の解消 14 箇所（市道）

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

真庭市では、現在実施中である、広域農道〔真庭地区〕、林道作西線・作備線、林道川上1号線、林道矢淵線、**林道黒畑線**と併せて、市道鉄山湯原線、市道高鶴部境線、市道西原下見線等の改良、および市道下市瀬下方線の舗装改修を行い、地域の一体性の確保と観光施設および市内に5カ所ある高速ICへのアクセス向上を図り、循環道路の整備を推進し、観光及び農林業の連携を進め地域の発展・活性化・自立の促進を図るものである。

(参考)

市町村道	市道鉄山湯原線	(S26.8.24 道路認定)
"	市道高鶴部境線	(S60.3.18 道路認定)
"	市道下市瀬下方線	(S59.3.21 道路認定)
"	市道多田金屋線	(H18.3月 道路認定)
"	市道三堂大平線	(S62.3.23 道路認定)
"	市道岩井畝阿口線	(S62.3.23 道路認定)
"	市道見尾神庭線	(H16.12.24 道路認定)
"	市道赤野小原線	(S59.3.30 道路認定)
"	市道井尾下中線	(S60.3.18 道路認定)
"	市道千束中倉線	(S59.3.21 道路認定)
"	市道木樵山線	(S59.3.21 道路認定)
"	市道坂本下一色線	(S59.3.21 道路認定)
"	市道栗原中央線	(S59.3.21 道路認定)
"	市道西原下見線	(S59.3.21 道路認定)
農道	広域農道〔真庭地区〕	(S58.5.18 事業確定)
林道	作備線、作西線 川上1号線、矢淵線、 黒畑線	(H16.4.1 旭川森林計画策定)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業
道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示す図面による。

[施設の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・市道 (真庭市) 真庭市
- ・広域農道 (真庭市) 岡山県
- ・林道 (真庭市) 岡山県、真庭市

[事業期間]

- ・市道 (平成 17 ~ 21 年度)、広域農道 (平成 18 年度)、林道 (平成 17 ~ 21 年度)

[整備量及び事業費]

- ・市道 6.8 km、広域農道 3.1 km、林道 7.7 km

- ・総事業費

3,249,650 千円 (うち交付金 1,639,033 千円)

市道 1,481,000 千円 (うち交付金 740,500 千円)

広域農道 273,000 千円 (うち交付金 136,500 千円)

林道 1,495,650 千円 (うち交付金 762,033 千円)

5 - 3 その他の事業

1) バイオマスの活用（真庭バイオマス構想）

本地域の基幹産業である林業で発生する木質バイオマスを有効活用するため、平成12年度から調査・研究を始め、NPO団体を中心として、バイオマスエネルギーを利用した発電施設やバイオマス製品の開発を行っている。本市は、バイオマスエネルギー利用促進を図るため、支援活動を行う。

2) まちづくり交付金の活用（勝山地区、北房地区）

都市再生整備計画に基づいたまちづくり交付金事業により、都市部の道路整備及び観光施設の整備をすることにより観光客の増進をはかる。さらに道整備交付金により道路を整備することで都市部を拠点とした中山間地域への交流ネットワークを形成し、交流人口の増加を目指す。

6. 計画期間

認定の日～平成22年3月末まで

7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な状況調査を実施し、目標達成状況の評価、改善及び事業の再検討を行うことにより、今後の諸事業に反映させる。

8. その他地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

「該当なし」